

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)7月16日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

- 【1】嫡出否認の訴えについて出訴期間を定めた民法777条の規定は身分関係の法的安定を保持する上で合理性を持つ制度であって憲法13条に違反するものではなく,昭和28年の最高裁大法廷判決等の趣旨に徴しても憲法14条1項違反の問題を生じるものではないと判示(平成26年7月17日最高裁平成26年(オ)第226号)
- 【2】科学的証拠により生物学上の父子関係が認められず,かつ離婚・別居し子が親権者である妻の下で監護されていても,民法772条による嫡出の推定が及ばなくなるものとは言えず,親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないと判示(平成26年7月17日最高裁平成24年(受)第1402号)
- 【3】科学的証拠により生物学上の父子関係が認められず,かつ子が妻及び生物学上の父の下で順調に成長していたとしても,民法772条による嫡出の推定が及ばなくなるものとは言えず,親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないと判示(平成26年7月17日最高裁平成25年(受)第233号)
- 【4】遺産分割協議の結果,控訴人と被控訴人の共有財産となったマンションの一室について,被控訴人の存命中はこれを使用することが遺産分割協議の前提であるとして,控訴人の分割請求を棄却した原判決を相当とし控訴を棄却(平成25年7月25日東京高裁平成25年(ネ)第2524号)
- 【5】Y社在職中に死亡したAの相続人Xらが Aを被保険者とする生命保険金を死亡退職弔慰金として支払を求め AとY社間で株式譲渡合意があったとするYの主張に公序良俗違反を理由に無効と主張したが, 退職慰労金請求権の相続分の限度で認容し は棄却された(平成25年9月20日大阪高裁平成25年(ネ)第1661号・第2147号)
- 【6】警察庁長官殺害未遂事件の時効完成後警視庁が犯人はオウム真理教であると公表。原告が名誉棄損として損害賠償と謝罪文交付等を求めた。第1審が100万円の支払と謝罪文の交付を命じ被告東京都が控訴,損害賠償に関する第1審の結論を是認,謝罪文交付は取消した(平成25年11月27日東京高裁平成25年(ネ)第1268号)
- 【7】貸金業者への過払金返還請求において時効消滅に関わる取引履歴開示を求める文書が「催告」に当たるかが争点となり,催告であるためには履行請求する意思がその記載全体から読み取れねばならないが,本件にはかかる意思表示はないので催告と認められないと判示(平成25年11月28日東京高裁平成25年(ネ)第4582号)
- 【8】FX取引の誤レートによる取引で得た売却利益の返還請求は認容されたが,建て直しによって発生した追加保証金の,普通預金口座の払い戻し請求権に対する相殺は,売却益の限度で認められ,その余の追加保証金の相殺は権利の濫用と判断された事例(平成26年1月30日東京高裁平成24年(ネ)第7756号)
- 【9】自転車の請負人Aが自転車業者である被告の事務所への出勤途中に原告と衝突した交通事故につき被告に損害賠償を求め,被告の使用者性,事業執行性が認められ損害賠償の支払が命じられた。また原告の姉及び甥も被告に固有の慰謝料を請求したが棄却された(平成25年8月6日東京地裁平成23年(ワ)第28819号(第一事件)・平成24年(ワ)第34508号(第二事件))
- 【10】1歳2ヶ月の子供が保育園で睡眠中に心肺停止となり,原告ら(当該子供とその両親)は,その重度後遺障害につき,被告(保育園経営者)の保育上の注意義務又は救護義務違反として損害賠償請求。原因が窒息であるとは認められないとして同請求が棄却された事例(平成26年3月4日横浜地裁川崎支部平成22年(ワ)第863号)
- 【11】元夫Xが元妻Yに対し離婚成立後にY加入の私学共済年金に関する年金分割について請求すべき按分割合を0.5と定めるよう求めて審判を申し立てた事案。婚姻期間中の生活事情を考慮し,Xの年金分割の按分割合を0.3と定めた(平成25年10月1日東京家審平成25年(家)第8387号)

(知的財産)

【12】第1審原告(第1審被告の従業員)が本件発明をなしたが、これらの特許を受ける権利を被告に承継させたとして、原告が特許の対価として3000万円の支払を求めた事案。原判決は982万0072円の支払を命じ、これを不服とし第1審被告が控訴したが棄却された事例(平成26年6月26日知財高裁平成26年(ネ)第10012号)

【13】原告(本意匠及び関連意匠の各意匠権者)が、被告販売の商品の意匠が本件各意匠と類似するとして、被告に被告各製品の販売等の差止め及び廃棄等を求め、意匠権侵害の不法行為による損害賠償金の支払請求をした事案。意匠の類似を認めず原告請求を棄却した(平成25年1月22日大阪地裁平成23年(ワ)第529号)

【14】センサ付き省エネルギーランプに係る特許権を有する原告が被告製品の差止等を請求した事案。被告製品が特許発明の構成要件である「複数のランプ」を充足するか等が争点になったが構成要件を充足しないとして請求が棄却された(平成26年6月19日大阪地裁平成25年(ワ)第9486号)

【15】電子材料用銅合金に係る特許権を有する原告が被告製品の差止等を請求した事案。被告製品が特許発明の構成要件である「5 10 μmの大きさの介在物個数が圧延方向に平行な断面で45個/平方ミリメートル以下」を充足するか等が争点になり、請求が棄却された事例(平成26年6月24日東京地裁平成24年(ワ)第15614号)

【16】音楽著作権等管理事業者である原告が、被告らが経営するキャバクラの店舗内で原告が著作権を管理する楽曲をピアノ演奏して原告の著作権を侵害していると主張し、著作権法112条に基づく生演奏の差止めを求め、原告の請求が認容された事例(平成26年6月26日東京地裁平成24年(ワ)第32339号)

(民事手続)

【17】株式会社の解散の訴えに係る請求認容の確定判決につき、当該会社の株主が独立当事者参加の申出、及び再審の訴を提起したが、請求棄却または却下の判決を求めるのみの参加は許されないとして、再審の訴えを不適法とした事例(平成26年7月10日最高裁平成25年(ク)第1158号)

【18】婚姻費用分担金に係る調停調書に基づき、債権者の未払金1892万5000円の支払と、これを支払わない時にその一部378万5000円につき1日4000円の間接強制を申立てた事案。申立却下に対する抗告で原決定が取消され、360万円の限度での間接強制を認めた(平成26年2月13日東京高裁平成26年(ラ)第172号)

【19】破産者の免責許可決定に異議を唱え抗告した事案において、裁量免責の可否の判断における考慮要素として(1)免責不許可事由該当行為の性質、程度 (2)破産に至った経緯 (3)破産手続開始の決定後の事情 (4)破産者の今後の生活設計等の要素を明示し、免責許可を取消した(平成26年3月5日東京高裁平成26年(ラ)第316号)

(刑事法)

【20】覚醒剤取締法違反事案で強制採尿手続の適法性が争点となった事案。令状担当裁判官が強制採尿令状を発布している以上尿の任意提出の機会を常に与える必要はなく、捜査官側が強制採尿を実際に行うか否かを判断できるとして、本件強制採尿の違法性を否定した(平成24年12月11日東京高裁平成24年(う)第1683号)

【21】被告人が自らを代表とするA社名義の普通預金口座に詐欺等の犯罪行為により振り込まれた現金を払戻請求書と通帳等を提出して払戻を請求したのが詐欺行為に当たり、銀行の現金自動預払機からキャッシュカードで現金を引き出したのが窃盗に当たるとされた事例(平成25年9月4日東京高裁平成25年(う)第589号)

(公法)

【22】受刑者の選挙権を制限する公職選挙法の違憲性が選挙の無効原因として主張された事案。公職選挙法204条の選挙無効訴訟において同法205条1項所定の選挙無効の原因として同法9条1項、11条1項2号及び3号の規定の違憲は主張し得ないとした(平成26年7月9日最高裁平成26年(行ツ)第96号)

【23】琉球諸島及び大東諸島に関する日米協定締結に至るまでの日本国政府と米国政府との上記諸島の返還に伴う財政負担等をめぐる交渉の内容に関する文書の情報公開請求について、文書が存在しないとして請求を棄却した原判決が最高裁において支持された事例(平成26年7月14日最高裁平成24年(行ヒ)第33号)

【24】貸金業者の監査役が執行猶予付きの判決を受けている事例について、貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の役員に監査役は含まれないと判示し、貸金業登録の拒否事由及び取消事由を認めなかった原判決を支持した事例(平成26年7月18日最高裁平成24年(行ヒ)第459号)

【25】A社の山林の土砂埋立事業が形式的要件の欠缺により不許可とされたが、その取消訴訟で勝訴が確定。同許可申請の実体的要件の審査中にA社は破産し、その破産管財人は不許可処分を違法として損害賠償を請求。手続遅滞を認め、請求の一部が認容された(平成23年10月14日大阪高裁平成22年(ネ)第344号)

(社会法)

【26】労働基準法114条所定の付加金の支払義務は労働者の請求により裁判所が付加金の支払を命ずることによって初めて発生するもので、使用者が未払割増賃金の支払いを完了しその義務違反の状況が消滅した時には、付加金の支払を命ずることができなくなると判示(平成26年3月6日最高裁平成25年(受)第197号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成26年07月17日 最高HP

平成26年(オ)第226号 親子関係不存在確認請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140717161436.pdf>

裁判要旨

嫡出否認の訴えについて出訴期間を定めた民法777条の規定は、憲法13条、14条1項に違反しない。

(理由)

民法772条により嫡出の推定を受ける子につき夫がその嫡出子であることを否認するためにはどのような訴訟手続によるべきものとするかは、立法政策に属する事項であり、同法777条が嫡出否認の訴えにつき1年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を持つ制度であって、憲法13条に違反するものではなく、また、所論の憲法14条等違反の問題を生ずるものでもないことは、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和28年(オ)第389号同30年7月20日大法廷判決・民集9巻9号1122頁)の趣旨に徴して明らかである(最高裁昭和54年(オ)第1331号同55年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事129号353頁)。

(2) 最一判平成26年07月17日 最高HP

平成24年(受)第1402号 親子関係不存在確認請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140717170544.pdf>

裁判要旨

夫と民法772条により嫡出の推定を受ける子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない。

(理由)

民法772条により嫡出の推定を受ける子につきその嫡出であることを否認するためには、夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき1年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を有するものといえる(最高裁昭和54年(オ)第1331号同55年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事129号353頁、最高裁平成8年(オ)第380号同12年3月14日第三小法廷判決・裁判集民事197号375頁参照)。そして、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではない。

(3) 最一判平成26年07月17日 最高HP

平成25年(受)第233号 親子関係不存在確認請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140717180253.pdf>

裁判要旨

夫と民法772条により嫡出の推定を受ける子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない。

(理由)

民法772条により嫡出の推定を受ける子につきその嫡出であることを否認するためには、夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき1年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を有するものといえる(最高裁昭和54年(オ)第1331号同55年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事129号353頁、最高裁平成8年(オ)第380号同12年3月14日第三小法廷判決・裁判集民事197号375頁参照)。そして、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではない。

(4) 東京高判平成25年7月25日 判例時報2220号39頁

平成25年(ネ)第2524号 共有物分割請求控訴事件(控訴棄却(確定))

相続人の一人である控訴人が、相続財産である建物(以下、「本件建物」という。)について、他の相続人らとの間で行った遺産分割協議の結果、控訴人と被控訴人との共有になっているとして、被控訴人に対し、その共有物分割を求めた事案であり、分割を求めた控訴人側から、具体的な分割方法として、被控訴人が控訴人の持分を取得し、控訴人に対して持分の価額1300万円を支払うという、全面的価額賠償による分割を主張した。

ちなみに、原判決においては、控訴人(原審における原告)の分割請求は権利の濫用に当たるとして、請求が棄却されており、控訴人は原判決を不服として控訴したものである。

被控訴人は、遺産分割協議の成立自体を争ったが、本判決は、まず、本件建物以外の相続財産の処理などを検討した結果、遺産分割協議の成立は認め、控訴人及び被控訴人は、本件建物の持分二分の一ずつを共有取得したと認めた。

そして、本件建物の価格は1500万円前後と認められるとした上で、本件建物は区分建物(マンションの一室)であるから現物分割をすることができず、分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときに該当するとし、また、被控訴人に控訴人の持分価格の賠償金の支払能力があるとは認められないことから、本件建物を被控訴人の単独所有とすることもできず、裁判所は、本件建物の競売を命ずるほかないと判断した。

その上で、本判決は、相続人らは、被控訴人がその存命中は本件建物に居住することを前提に遺産分割協議をしたものと推認することができる。現時点でもその事情に変更ないとし、控訴人が本件建物の分割を求める理由として挙げる、外語専門学校に入通学するための資金取得等も、控訴人の生活歴等からみて、控訴人に安定した通学、就労等を期待することは困難であるなどとして、控訴人の本件建物の分割請求は、相続人間において、本件建物を控訴人及び被控訴人の共有取得とする際に前提とした被控訴人が存命中は本件建物を使用するという点を合理的な理由なく覆すものであって、権利の濫用に当たるとして、控訴人の請求を棄却した原判決を相当とし、控訴を棄却した。

(5) 大阪高判平成25年9月20日 判例時報2219号126頁

平成25年(ネ)第1661号・2147号 死亡退職甲慰金支払、株主権確認等請求控訴事件(一部取消、請求棄却(確定))

Y(被告、被控訴人)の取締役であったAが在職中に死亡したところ、Aの相続人4名のXら(原告、控訴人)が、Yが契約したAを被保険者とする2口の生命保険契約の保険金が亡Aの死亡退職甲慰金である(保険金の全部又は相当部分を同甲慰金に充てる合意(本件合意)がある)と主張して、その支払を求めるとともに、相続人のうちの1名がYの株式を遺産分割により承継取得したとして、株主権の確認、株主名簿の書換、同人への通知を欠いたとする株主総会決議取消の各請求を行い、これに対し、Yが、AY間でA死亡により退職となった時等に亡Aの保有するYの株式をYに対し額面金額又は額面以内で譲渡するとの合意(本件株式譲渡合意)をしたと主張し、Xの請求を争った事案。

の請求につき、第1審は、本件合意の成立を否定し、Yの株主総会で決議された退職慰労金請求権の相続分の限度で認容し、控訴審も本件合意の成立を認めず、Yの付帯控訴及び認容額の任意支払を踏まえ、第1審の認容部分を取り消し、請求を棄却した。

の請求につき、Xは、公序良俗違反を理由として、縷々主張し、本件株式譲渡合意の効力を争い、控訴審でもその主張を追加するなどしたが、裁判所は、公序良俗に反するとは認めず、Xの主張は採用できないとして、その請求を棄却した。

(6) 東京高判平成25年11月27日 判例時報2219号46頁

平成25年(ネ)第1268号 損害賠償等請求控訴事件(一部取消(上告・上告受理申立 上告棄却))

警察庁長官殺害未遂事件の公訴時効完成後、警視庁が記者会見及びホームページ上で捜査の経過及び結果(同事件の犯人がオウム真理教である旨など)を説明したこと(本件公表)につき、原告が名誉棄損行為であるとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求と民法723条に基づく謝罪文の交付等を求めた事案。第1審が100万円の支払と謝罪文の交付を命じたことに対し、被告東京都が控訴した。

控訴審で、裁判所は、警察も、行政機関の1つとして、その活動や保有する情報を公表することにより、国民に対する説明責任を果たす主体となる存在であり、本件公表も、その趣旨、目的のもとで警察行政上の行為として行われたものであるから、本件公表が警察行政を行う上で職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行われたと認められる場合に限り、国賠法1条1項にいう違法と評価されるところ、嫌疑不十分により不起訴とされ、公訴時効も完成して刑事責任を追及できない状態であるのに、犯人性、有罪性を前提とした犯人の断定を伴う説明をすることは、特段の事情のない限り、警察における職務上の義務に反し、これにより団体の社会的評価を低下させたときには、国家賠償法1条1項にいう違法なものであるとし、社会的評価の低下を認定し、特段の事情が認められないと判示し、損害賠償に関する第1審の結論を是認した。他方で、謝罪文の交付については、第1審の判決言渡し、同判決内容が新聞各紙で報道されたことにより、原告の社会的、客観的評価は一定程度回復した上、本判決でも公表が違法であるとの判断を示し、同額の損害賠償を命ずることにより、低下した原告の社会的、客観的評価は相応に回復することになる

から、名誉回復処分としての謝罪文の交付を命ずるまでの必要性を認めることは困難であり、相当とも解されない、としてこれを取り消した。

(7) 東京高判平成25年11月28日 金法1996号114頁

平成25年(ネ)第4582号 不当利得返還請求控訴事件〔控訴棄却〕

Xは、貸金業者であるYとの間で、昭和60年6月7日から最終弁済日である平成14年5月2日まで金銭消費貸借取引を継続したところ、代理人弁護士を選任の上、Yに対し、平成24年4月25日、取引履歴の開示を求める文書を送付した。その後、Xは、上記弁護士を通じ、Yから開示された取引履歴による計算結果に基づき、Yに対し、平成24年5月17日、書面を送付して、過払金返還請求をしたが、Yがこれに応じなかったため、訴えを提起した。Yは、同訴訟において、過払金返還請求権が時効消滅したと主張したところ、Xは、取引履歴開示を求める上記文書によって時効が中断したなどと主張して、これを争った。原判決が、上記文書をもって民法153条所定の「催告」に当たるとは認めず、過払金返還請求権は時効消滅したと判断したため、Xが控訴したのが本件である。

本判決は、民法153条所定の催告が特段の方式を要するものではなく、黙示的催告でもよいと解したとしても、「催告」と認めるためには、少なくとも履行を請求する意思がその記載全体から読み取ることができるものでなければならぬところ、Xが取引履歴開示を求めてYに送付した上記文書では、そのような意思は何も表れていないから、同文書をもって同条にいう「催告」がなされたものとみることはできないと判示した。

(8) 東京高判平成26年1月30日 金法1997号122頁

平成24年(ネ)第7756号 売買契約確認本訴請求、不当利得返還等反訴請求控訴事件〔原判決変更・請求一部認容〕

X1およびX2は、ネット銀行Y社の提供するFX取引を利用する顧客であり、1ユーロ109円から110円ほどで売建てをした後、1ユーロ108円の指値で買建てをしていたところ、Y社が為替レートの提供を委託していたA社のシステムにトラブルが生じ、AからYに誤レート(Bid:1ユーロ/55円79銭, Ask:1ユーロ/55円82銭)が配信され、これを受けたYは、同社の顧客向けウェブサイトに同様の表示をし、同時に、Xらに対し、Xらの注文した取引が約定された旨記載した電子メールを送信した。その後、Yは、FX取引画面において、上記誤レート表示の発生について告知したが、Xらは、上記各取引の決済状況を確認し、順次、FX口座から数千万円程度の出金をしていた(X1について385万7600円の売却益、X2について773万6800円の売却益がそれぞれ生じていた。)。Yにおいて、上記誤レート表示に基づき決済された対象顧客167名との間の取引を取り消し、顧客への損失分の返還と、顧客から益金の回収を実施することに決め、原状回復措置に係る処理作業を完了させたが、当該原状回復措置によって建て直されたXらのポジションにつき保証金不足が生じているとして、1ユーロ112円72銭でロスカットを実施し、X1につき1502万4682円、X2につき1112万2617円の追加保証金支払義務が生じたとして、X1名義の普通預金口座から預金債権527万7090円を相殺処理し、X2名義の普通預金口座から預金債権690万6034円を相殺処理した。これに対し、Xらが各普通預金債権の返還等を求める本訴を提起したところ、Yも上記誤レート表示による決済は錯誤により無効であると主張して、上記各売却益に係る不当利得の返還及び追加保証金の支払い(但し、請求額は、これらの合計額から、上記預金債権額を相殺処理した残額。)を求めて反訴を提起した。原判決は、上記誤レート表示による決済につきYに要素の錯誤があったものと認めるとともに、Yに重大な過失は認められないとして、上記各取引は錯誤により無効であると結論付けた上、Xらによる信義則違反の主張も排斥して、Xらの本訴請求をすべて棄却し、Yの反訴請求を全て認容したため、これを不服とするXらが控訴したのが本件である。

本判決も、Yの要素の錯誤を認め、重過失は認められないと判断した。もっとも、本判決は、自らの過失によって顧客であるXらに混乱と損害を与えているYとしては、少なくとも、その後のポジションの建て直し等による処理に当たっては、Xらに対して十分に説明し、納得を得られるよう努力するとともに、顧客であるXらに影響が少ない方法での処理方法を検討して、顧客に最も影響の少ない方法によることが、取引に付随する信義則上の義務として必要であるとした上、上記各取引を無効とする以上、これによってXらが取得した売却益を不当利得としてYに返還させることはやむを得ないとしても、Yにおいて、改めて建て直したXらのポジションについて追加保証金が発生し、保証金不足になっているとして直ちにロスカットを行い、それによって確定したYのXに対する多額の追加保証金の支払義務があるものとして、XらのYに対する預金債権返還請求権との対当額での相殺を認めることは、当事者間の公平を著しく害するものであり、取引における信義誠実の原則に反し、権利の濫用として許されないものというべきであると判断し、その結果、原判決を変更し、売却益の返還額と預金額とを相殺勘定して、X1の本訴請求について一部認容し、YのX2に対する反訴請求について一部認容した。

(9) 東京地判平成25年8月6日 判例時報2220号59頁

平成23年(ワ)第28819号(第一事件)・平成24年(ワ)第34508号(第二事件) 損害賠償請求事件(第一事件一部認容・一部棄却、第二事件棄却(確定))

本件は、自転車便の請負人であった訴外Aが、自転車便業者である被告の事務所に出勤する途中に、横断歩道を歩行中の原

告と衝突した交通事故について、被告に対し、民法第715条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である(第一事件)。なお、交通事故の被害に遭った第一事件の原告以外に、同人の実姉及び甥が、原告となり、同じ被告に対して、固有の慰謝料を請求したのが第二事件であるが、第二事件の原告らが、本件事故当時、親子や配偶者と同視するほど密接な生活関係にあったか否かは必ずしも明らかではなく、また、第一事故の原告の症状固定後の入院につき、近親者による付添介護の必要性が認められないことなどから、第二事件の原告らの請求は棄却された。

第一事件においては、被告が、訴外Aは、自転車便の運転手であったところ、訴外Aと被告の契約形態は、請負契約であり、実質的な指揮監督関係はないと主張して、被告の使用者性が認められるか否かということが争点となり、また、被告は、訴外Aは、本件事故当時、被告の事務所に向かう途中であり、被告から指図を受ける状態になく、訴外Aが自らの所有する自転車を使用して自転車便の業務に従事していたところ、これを援助・助長したものではないと主張して、被告の事業執行性を争った。

本判決は、まず、被告の使用者性について、訴外Aが、被告の自転車便として稼働する際に、被告から借り受けた無線機を常時携帯し、主として無線機によって被告から指示・確認を受けており、配送のない待機時間中においても、原則として無線機のつながる場所において待機し、また、訴外Aは、自転車便の運転手として稼働する日ごとに、被告の事務所で無線機を借り受け、稼働後に返却をしていたことなどから、実質的に指揮命令関係があったとして、使用者性を認めた。

次に、本判決は、被告の事業執行性について、本件事故が、訴外Aが、自転車便の運転手として業務に必要な不可欠な無線機を借り受けるために被告の事務所に向かう途中で発生しており、被告は、訴外Aが自らの自転車を使用して自転車便の運転手として稼働することを容認し、被告の事務所との往復に際してこれを使用することも容認していたこと、訴外Aが自らの自転車を購入した後、被告において訴外Aに対して自転車便に使用する自転車を用意することがなくなるなど、被告は、訴外Aによる自転車の使用により利益を享受していたとして、事業執行性も認め、原告の被告に対する、使用者責任による損害賠償請求を認めた。

(10) 横浜地裁川崎支部判平成26年3月4日 判例時報2220号84頁

平成22年(ワ)第863号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

本件は、事件当時1歳2ヶ月の子供が、保育園で、うつ伏せ寝の状態ですみ中に心肺停止となり、低酸素性虚血性脳症という重度の障害が残ったことにつき、原告ら(当該子供とその両親)は、その原因について、当該子供の双子の妹が後頭部に覆いかぶさった状態で睡眠したために、窒息により心肺停止となっており、保育園の経営者である被告が、保育上の注意義務又は救護義務を怠ったとして、損害賠償請求を行ったものである。

まず、原告らは、子供の心肺停止及びそれによる低酸素性虚血性脳症を避けるべく、被告はいかなる保育上の注意義務を果たすべきであったかということ特定するため、子供の心肺停止の原因は、窒息であると主張したが、本判決は、心肺停止の原因が窒息であると認めることは困難であるとし、心肺停止の原因が窒息であるということを前提とした保育上の注意義務違反については認められないと判示した。

また、原告らは、子供の心肺停止の原因が窒息以外であったとしても、被告は、みずから引き戸を引いて死角を創出し、これにより子供が覆いかぶさられている状況を見逃し、子供の異常発生を見逃したという保育上の注意義務違反があると主張していたが、本判決は、子供の位置が完全に死角になっていたと断定はできず、約10分間は子供の様子が視界に入っていなかったという事実があったとしても、保育園側が、園児の睡眠時の状態について、(きめ細かく観察しなければならない義務は存在するとしても、状況に応じ間断的な観察で足りるのであって、)一瞬たりとも目を離さないような常時監視を義務付けることはできず、また、呼吸停止に至った子供が結果的に蘇生していることからすれば、被告は、子供が心肺停止に至った後に速やかにこれを発見していると言え、子供の異常発生を見逃したという保育上の注意義務違反は認められないと判示した。

さらに、原告らは、本件において、子供が覆いかぶさられた状態を放置したということや子供がうつ伏せ寝の状態にあったのを放置したとして、保育上の注意義務違反があると主張しているが、本判決は、覆いかぶさられた子供が、「ウオッ」又は「ウオー」と声を発したことで、被告は、覆いかぶさりにすぐに気づき、対応をしており、また、子供のうつ伏せ寝については、当該子供が寝返りを自由にできたことから、うつ伏せになること自体を回避する義務があるとは認められず、いずれの事実からも保育上の注意義務違反があるとは認められないと判示した。

加えて、原告らは、本件において、被告には、救護義務違反が認められると主張しているが、本判決は、被告が、119番通報をさせた上で、自動車ですみ程度の距離にある消防出張所に子供を搬送するという選択をしたこと自体は、一定の合理性を有しており、自動車を運転しながらの人工呼吸も、一定の効果があった可能性があり、本件異常発生後数分間というごく短時間のうちに、子供を救急隊に引き渡すことに成功しており、その後に子供の心肺が再開したことを踏まえると、被告の行動をもって救護義務違反を怠ったとは判断できないと判示した。

結論として、原告らの被告に対する請求は、棄却された。

(11) 東京家審平成25年10月1日 判例時報2218号69頁

平成25年(家)第8387号 請求すべき按分割合に関する処分申立事件 割合認定(確定)

本件は、元夫Xが元妻Y(昭和37年婚姻、平成24年調停離婚、婚姻期間約50年)に対し、離婚成立後に、Y加入の私学共済年金に関する年金分割について請求すべき按分割合を0.5と定めるよう求めて審判を申し立てた事案である。なお、YがXに対し申し立てたX加入の厚生年金に関する年金分割は、0.5と定められ、当該審判は確定した。

本審判は、婚姻期間中Xの多額の負債等によりYが家計に苦勞したであろうこと、Xが退職した後はYの収入を主として家計が維持されてきたこと、Xは結婚当時から平成7年に退職するまで相当額の収入を得ており借入金の大部分を退職金で返済したこと、離婚調停ではYの判断で財産分与について合意していること等の一切の事情を考慮し、Xの年金分割の按分割合を30%と認めるのが相当であると、請求すべき按分割合を0.3と定めた。

【知的財産】

(12) 知財高判 平成26年06月26日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10012号 職務発明対価請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第2689号)(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140702114352.pdf>

第1審被告の従業員であった第1審原告が、第1審被告に在籍中、第1審被告の業務範囲に属し、かつ第1審原告の職務に属する本件発明をし、これらの特許を受ける権利を第1審被告に承継させたとして、第1審被告に対し、特許法35条3項に基づく相当の対価として、3000万円の支払を求めた事案で、原判決は、本件発明につき、法35条3項に基づく相当の対価として982万0072円の支払を命じる限度で第1審原告の請求を認容したことを不服とし第1審被告が申し立てた控訴審。

第1審被告は、独占の利益が存在するというためには、第三者の当該特許権により禁止される行為(侵害行為と評価される行為)が存在することが大前提であり、請求項に記載された発明特定事項の一部しか第三者が業として実施していないにもかかわらず特許権侵害行為として禁止される余地があるのは例外的に間接侵害行為と評価されるような場合に限られる旨を主張したが、使用者が、自ら当該特許発明の全体を実施することなく、その一部のみを実施して、これを第三者に販売して利益を得、さらに、その余の部分の実施を第三者に許諾することによって第三者からその対価となる利益を得ることをなし得るのは、まさに使用者が当該特許発明を排他的かつ独占的に実施し得る地位を有するからにほかならない、として第1審被告の請求は棄却された。

(13) 大阪地判平成25年1月22日 判例タイムズ1400号328頁

平成23年(ワ)第529号意匠権侵害差止等請求事件(請求棄却・控訴)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130807093306.pdf>

意匠に係る物品を「放電ランプ」とする本意匠及び関連意匠(いずれも放電ランプをランプホルダーに固定するための口金部の部分意匠)の各意匠権を有する原告が、被告が販売する交換用放電ランプ2製品の口金部の意匠が本件各意匠と類似すると主張して、被告に対し、意匠法37条1項、2項に基づき、被告各製品の販売等の差止め及び廃棄等を求めると共に、意匠権侵害の不法行為に基づき損害賠償金の支払いを求めたところ、本件各意匠と被告製品の意匠を全体として観察したときに、本件各意匠と類似の美観が生じるとまでは認められず、それぞれ両意匠が類似するということとはできないと判断され、原告の請求が棄却された。なお、本事案において、原告は、被告による被告の製品の販売等につき特許権侵害に係る訴えも追加していたが、本判決では、当該訴えの追加的変更について、「これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき」(民訴法143条1項)に当たるとして、許可しないとの判断がなされた。

(14) 大阪地判 平成26年6月19日 裁判所HP

平成25年(ワ)第9486号 特許権侵害差止等請求 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140620143607.pdf>

センサ付き省エネルギーランプに係る特許権を有する原告が、被告製品の差止等を請求した事案であり、被告製品が特許発明の構成要件である「複数のランプ」を充足するか等が争点になったが、構成要件を充足しないとして請求を棄却した事案。

LEDを使用するランプは、発光素子であるLEDチップの集合体(LEDモジュール)を光源として用いる。被告製品でも、発光素子(LEDチップ30a:被告製品目録においてLEDチップ30aとして示される対象は、正方形の板状のものではなく、そこに配設された発光素子であるLEDチップである。)の集合体を光源として用いている。そうすると、被告製品では、むしろ、LEDチップ30aの集合体をレンズ30bで覆ったLEDパッケージ300aが、本件特許発明の構成要件Aのランプ30に相当するというべきであり、少なくとも、個々のLEDチップ30aをもって、構成要件Aのランプ30ということとは

できない。そして、被告製品において、ランプ30に相当する光源であるLEDチップ30aの集合体(LEDパッケージ300a)は、ひとつしか設けられていない。

したがって、被告製品は、本件特許発明の構成要件Aの「複数のランプ30」に相当する構成を有するものではなく、本件特許発明の構成要件Aを充足するということができない。

(15) 東京地判 平成26年6月24日 裁判所HP

平成24年(ワ)第15614号 特許権侵害行為差止等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140625145218.pdf>

電子材料用銅合金に係る特許権を有する原告が、被告製品の差止等を請求した事案であり、被告製品が特許発明の構成要件である「5 10 μmの大きさの介在物個数が圧延方向に平行な断面で45個/平方ミリメートル以下」を充足するか等が争点になったが、構成要件を充足しないとして請求を棄却した事案。

原告は、被告各製品は5 10 μmの大きさの介在物個数が圧延方向に平行な断面で0個/平方ミリメートルであるから、特許発明の構成要件Fの「5 10 μmの大きさの介在物個数が圧延方向に平行な断面で45個/平方ミリメートル以下」を充足すると主張する。これに対し、被告は、原告は本件特許の出願手続において「45個/平方ミリメートル以下」には0個/平方ミリメートルの場合が含まれないことを前提とする主張をしたから、原告が本件訴訟において「45個/平方ミリメートル以下」(構成要件F)は0個/平方ミリメートルを含むと主張することは許されないとする。

しかし、原告は、構成要件にいう「5 10 μmの大きさの介在物個数が...50個/平方ミリメートル未満」であることの意義につき、これが0個/平方ミリメートルの場合を含まない旨を本件意見書において言明し、これにより本件拒絶理由通知に基づく拒絶を回避して特許登録を受けることができたものであるから、本件訴訟において上記介在物の個数が構成要件Fの「45個/平方ミリメートル以下」に0個/平方ミリメートルの場合が含まれると主張することは、上記出願手続における主張と矛盾するものであり、禁反言の原則に照らし許されないというべきである。

したがって、構成要件Fにいう「45個/平方ミリメートル以下」には0個/平方ミリメートルの場合が含まれないと判断することが相当である。

(16) 東京地判 平成26年06月26日 裁判所HP

平成24(ワ)第32339号 著作権侵害差止等請求事件(認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140707094059.pdf>

音楽著作権等管理事業者である原告が、被告銀座クラブチック及び被告株式会社トゥエンティワンコミュニティに対し、同被告らが経営するキャバクラの店舗内で原告が著作権を管理する楽曲をピアノ演奏して原告の著作権を侵害していると主張して、著作権法112条に基づく生演奏の差止めを求めた事案で、差止めの必要性の有無が争点となった。

原告の申立てによる仮処分命令申立事件(平成23年(ヨ)第22065号)において、被告銀座クラブチックに対し本件店舗における原告管理楽曲のピアノを使用した生演奏の差止めを命ずる仮処分決定がなされたが、本件店舗においては未だに派遣されるピアニストが営業時間中に演奏を行っていること、派遣されるピアニストは本件仮処分決定がされたこと及びその内容を認識していることが認められること、本件店舗の営業が継続していて、これらの店舗に設置されたピアノが自発的に撤去されたことは窺えないから、本件店舗を経営する被告銀座クラブチックがピアノ演奏による著作権侵害を今後も継続するおそれがあること等を理由として原告による差止請求が認容された。

【民事手続】

(17) 最一決平成26年07月10日 最高HP

平成25年(ク)第1158号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140714175348.pdf>

裁判要旨

Y1らが原告となり、株式会社Y4を被告として提起した株式会社の解散の訴えに係る請求を認容する確定判決につき、Y4の株主であるXが、上記訴訟について独立当事者参加の申出をするとともに、再審の訴えを提起したが、Y1らのY4に対する請求に対して請求棄却の判決を求めただけで、Y1ら又はY4に対し何らの請求も提出していない事案において、再審の訴えを不適法とした事例。

(理由)

1 株式会社の解散の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになる(最高裁判平成24年(許)第43号同25年11月21日第一小法廷決定・民集67巻8号1686頁参照)。

2 独立当事者参加の申出は、参加人が参加を申し出た訴訟において裁判を受けるべき請求を提出しなければならず、単に当事者の一方の請求に対して訴え却下又は請求棄却の判決を求めるのみの参加の申出は許されない(最高裁昭和42年(オ)第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁参照)。

(18) 東京高決平成26年2月13日 金法1997号118頁

平成26年(ラ)第172号 間接強制申立却下決定に対する執行抗告事件〔原決定取消・申立一部認容〕

本件は、婚姻費用分担金に係る調停調書に基づき、債権者であるXが、その未払金1892万5000円の支払いと、これを支払わないときに、その一部である378万5000円について、間接強制金を1日4000円とする間接強制を申し立てた事案である。原決定は、婚姻費用分担金の未払金として約942万円が認められるとした上、債務者であるYの流動資産等に照らすと、これを弁済することによって、その生活が著しく窮迫されることになり、民事執行法167条の15第1項ただし書所定の事由が認められるとして、Xの申立てを却下したので、Xが抗告した。

本決定は、Yは預金および保険の解約返戻金として約367万円の資産を有しているから、少なくとも360万円程度については支払能力に欠けるものではなく、これを弁済することによって、その生活が著しく窮迫するとも認められないなどとして、原決定を取り消した上、債務の一部である360万円の限度での間接強制を認めた。

(19) 東京高決平成26年3月5日 金法1997号112頁

平成26年(ラ)第316号 免責許可決定に対する抗告事件〔原決定取消・免責不許可〕

A社は、健康機器および黒酢の製造販売等を業とする株式会社であるが、自社及び関連会社の運転資金等を調達するため、顧客会員に対し、鉱泉権・温泉権を有することを標榜してこれを担保にした資金拠出を求め、数百名の顧客会員から数十億円を借り入れた後、借入金の返済を滞らせ、支払不能の状態になっており、A社の代表取締役であるYは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反するとして起訴され、執行猶予付の有罪判決を受けている。Yについて、破産手続が開始され、当該開始決定当時、Yの有する主たる資産としては、不動産、A社・関連会社株式、A社に対する約2712万円の貸金債権があったところ、Yも破産管財人の調査に協力して、破産管財人により破産財団を構成する財産の換価、回収が行われたが、約43万円の破産財団が形成されるにとどまり、Yについて破産手続廃止決定がなされ、これに続き免責許可決定(破産法252条2項に基づく裁量免責)がなされた。これに対し、Xら(判決文からは地位不明)が抗告をしたのが本件である。なお、A社の破産事件において、破産管財人(Yの破産管財人と同一人)は、A社が、いわゆる整理屋グループの指示により、関連会社B社に対する貸金債務について、所有不動産に根抵当権を設定し、所有する在庫商品、原料、商品製造用機械等の動産を代物弁済に供し、また、B社に譲渡してその譲渡代金債権との間で相殺し、B社にA社が有する特許権の専用実施権を設定してその対価に係る債権との間で相殺するなどしたほか、B社の代表取締役であり、A社の常務取締役でもあったCに対する立替金債務について、A社が有していたB社の株式をCに譲渡してその譲渡代金債権との間で相殺した各行為(本件資産移転行為)について否認請求を申し立て、これを認容する決定に基づいて本件資産移転行為に係る不動産、動産、特許権等を破産財団に回復させ、これらを一体として対価5億円で事業譲渡した。YもA社の破産管財人が行った上記破産財団の回復に協力している。その結果、財団債権を弁済の上、合計2億円の優先的破産債権のうち約1億9000万円の最後配当が行われたが、届出額合計約77億の一般破産債権に対する配当は行われなかった。

本決定は、裁量免責の可否の判断における考慮要素として、(1)免責不許可事由該当行為の性質、程度に加えて、(2)破産原因が生じるに至った経緯、(3)破産手続開始の決定後の事情、(4)破産者の今後の生活設計などの要素を明示し、破産免責により破産者の経済的更生を図ることが破産者自身にとってはもとより、社会公共の見地からも相当と評価されるか否かという判断枠組みを導いた。その上で、Yについて、(1)本件資産移転行為は、いわゆる整理屋グループを使って行ったもので、動機の悪質性および破産債権者や破産手続に対する不誠実性が顕著であり、(2)破産に至った原因は、資産価値のない鉱泉権等を担保にすると標榜して出資法違反の出資募集行為を行い多額の借入れをしたという悪質商法に起因するものであって、(3)事後的に破産管財人の調査に協力したという不誠実性を減殺する事情があったとしても、(4)破産免責により破産者の経済的更生を図ることが社会公共の見地から相当とはいえず、裁量により免責を許可することはできないと判示した。

【刑事法】

(20) 東京高判平成24年12月11日 判例タイムズ1400号367頁

平成24年(ウ)第1683号 覚せい剤取締法違反被告事件(控訴棄却・確定)

覚せい剤取締法違反(自己使用)の事案で、主として強制採尿手続の適法性が争点となり、弁護士及び被告人が、被告人において終始尿の任意提出を申し出ており、強制採尿実施の直前、看護師から被告人に尿を任意で出させるかと提案を受けたにもかかわらず、捜査官が強制採尿の途を選択したのは違法であると主張したのに対し、本判決は、令状担当裁判官が強制採尿令状の請求を審査し、強制採尿令状を発布している以上、執行の段階において、任意に尿を提出す

る機会を常に与える必要があるとするのは行き過ぎであり、捜査官側としては、それまでの強制採尿に至る経緯、尿の任意提出を申し出た時期、申出の真摯性等を勘案して、強制採尿を実際に実行するか否かを判断できるというべきであるから、捜査官が任意の尿の提出を期待できないとして、強制採尿の実施に踏み切ったとしても、その判断が人権配慮等の観点から明らかに不合理でない限り、違法性を帯びることはないとしたうえで、本件においては、覚せい剤使用の容疑が濃厚であったこと、被告人は、午後2時20分頃に初めて尿の任意提出を求められてから、午後6時50分に強制採尿の実施を開始されるまでの間、捜査官から、再三再四、尿の任意提出を求められたが、結局尿を出すことがなかったこと等の諸事情からすれば、警察官らが強制採尿に踏み切ったことが不合理とはいえず、本件強制採尿を違法視すべきではないとした。

(21) 東京高判平成25年9月4日 判例時報2218号134頁

平成25年(ウ)第589号 窃盗、詐欺被告事件 控訴棄却(確定)

本件は被告人が氏名不詳者らと共に共謀の上、X銀行及びY銀行に開設されたA社(代表者は被告人)名義の普通預金口座に詐欺等の犯罪行為により現金が振り込まれているのに乗じて預金払戻の名目で払戻請求書と通帳等を提出して払戻しを請求する方法によりX及びYの行員から現金合計900万円をだまし取った2件の詐欺、Y銀行に設置された現金自動預払機にキャッシュカードを挿入して現金99万9000円を引き出して盗んだ窃盗の事案である。被告人は詐欺及び窃盗の故意や共謀がなかった旨主張し争った。

本判決は原判決に事実の誤認はない旨判示したうえで、被告人はA社の代表者であることに鑑み、被告人の本件各引き出し行為は正当な権限に基づかないものであって欺もう行為にあたり、現金自動預払機からの引き出し行為は窃盗に該当するとした。

【公法】

(22) 最二決小平成26年07月09日 HP

平成26(行ツ)第96号 選挙無効請求事件(上告棄却、上告不受理)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140714100012.pdf>

受刑者の選挙権を一律制限する公職選挙法の違憲性が選挙の無効原因として主張された事案であるが、最高裁判所は、公職選挙法204条の選挙無効訴訟において同法205条1項所定の選挙無効の原因として同法9条1項並びに11条1項2号及び3号の規定の違憲は主張し得ないとして、上告を不適法とすると共に、上告受理もしなかった。

(23) 最二判平成26年07月14日 HP

平成24(行ヒ)第33号 文書不開示決定処分取消等請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140714163907.pdf>

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和47年条約第2号)の締結に至るまでの日本国政府とアメリカ合衆国政府との上記諸島の返還に伴う財政負担等をめぐる交渉の内容に関する文書の情報公開請求について、原判決は、文書が存在しないとして請求を棄却した。

最高裁判所は、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟における当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことの主張立証責任は請求者側にあるとした上、過去の作成取得が立証された場合に、現時点の保有が推認されるかは当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきとし、本件においては外交文書であって保管体制が通常とは異なることも有り得るとした上、原判決を支持した。

(24) 最二決平成26年07月18日 HP

平成24(行ヒ)第459号 貸金業者登録拒否処分取消等請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140718143424.pdf>

法人である貸金業者の監査役が執行猶予付き禁錮刑の判決を受けていることが貸金業登録の拒否事由及び取消事由に該当するか否か、具体的には貸金業法所定の「役員」に監査役が含まれるかが争われた事案である。

最高裁判所は、貸金業法の「役員」の定義規定に監査役を含むものと含まないものがあることを指摘した上、貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の「役員」に監査役は含まれないと判示し、同旨の解釈の下に拒否事由及び取消事由を認めなかった原判決を支持した。

(25)大阪高判平成23年10月14日 判例タイムズ1400号116頁

平成22年(ネ)第344号 損害賠償請求控訴事件(変更・上告,上告受理申立(後上告棄却,上告受理申立不受理))

株式会社Aは,条例に基づき特定事業として山林の土砂埋立事業の事業許可を市長に対し申請したところ,市長が同申請の手続的要件を具備していないことを理由に,同申請の不許可処分をしたため,A社は本件不許可処分の取消訴訟を提起し,A社の勝訴判決が確定したものの,同事業許可申請の実体的要件の審査中にA社について破産手続が開始した。A社の破産管財人は,市に対し,本件不許可処分の時点で,本件埋立事業の許可申請に対する実体審査は可能であったのだから,手続的要件の不備を理由とする本件不許可処分は違法であるとして,国家賠償法1条1項に基づき2億円余の損害賠償を求めた。

本判決は,本件許可申請は,1年数ヶ月間の事前協議を経て申請されたものであり,市の担当職員は,事前協議終了時点では,「今後大きな補正はない」との発言までしていたから,補正を促さなくても実体的要件について判断を示すことが可能であったのに,市長は形式的要件を欠くという理由で本件不許可処分をした等のことから本件不許可処分を違法であるとし,破産管財人が主張する手続遅滞による損害を金1000万円とし,行政訴訟の弁護士費用相当額の損害を金600万円と認め,合計金1600万円の限度で破産管財人の請求を認容した。

【社会法】

(26)最一判平成26年3月6日 判例タイムズ1400号97頁 判時2219号136頁

平成25年(受)第197号 地位不存在等確認請求本訴,時間外割増賃金等請求反訴事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

上告人(使用者)が,本訴として,被上告人(労働者)を相手に未払賃金債務が173万1919円を超えて存在しないことの確認を求め,被上告人が,反訴として,上告人を相手に未払賃金の支払等を求めるとともに,労働基準法37条所定の割増賃金の未払金にかかる同法114条の付加金の支払いを求めた事案の控訴審において,上告人が被上告人に対し,未払割増賃金請求につき第1審判決が認容した金額の全額を支払い,被上告人がこれを受領して当該割増賃金請求にかかる訴えを取り下げた(上告人はこれに同意)。原審は,以上の事実関係のもとで,被上告人による付加金請求を認容したが,本判決は,同法114条の付加金の支払義務は,使用者が未払割増賃金等を支払わない場合に当然発生するものではなく,労働者の請求により裁判所が付加金の支払いを命ずることによって初めて発生するものと解すべきであるから,使用者に同法37条の違反があっても,裁判所がその支払いを命ずるまで(訴訟手続上は事実審の口頭弁論最終時まで)に使用者が未払割増賃金の支払いを完了しその義務違反の状況が消滅したときには,もはや裁判所は付加金の支払を命ずることができなくなると解すべきであり,本件では原審の口頭弁論最終前の時点で上告人が被上告人に対し未払割増賃金の支払を完了しその義務違反の状況が消滅したものであるから,もはや裁判所は,上告人に対し,未払割増賃金にかかる付加金の支払いを命ずることができないと判断した。

【紹介済み判例】

知財高判平成23年9月28日 判例タイムズ1400号300頁

平成22年(行ケ)第10351号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110928164651.pdf>

法務速報126号10番にて紹介済

東京地判平成25年3月1日 判例時報2219号105頁

平成22年(ワ)第38003号 出版差止等請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

法務速報143号15番で紹介済

最三判平成25年4月16日 判例時報2218号120頁

平成23年(受)第1043号 傷害保険金等請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/190/083190_hanrei.pdf

法務速報144号7番で紹介済

最三判平成25年4月16日 判例タイムズ1400号106頁

平成23年(受)第1043号 損害保険金等請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416111315.pdf>

法務速報144号7番で紹介済

最二判平成25年7月12日 金法1996号106頁

平成24年(行ヒ)第79号 固定資産評価審査決定取消等請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130930151743.pdf>

法務速報147号23番で紹介済

富山地判平成25年9月10日 金法1996号131頁

平成24年(ワ)第86号 不当利得返還請求事件(訴え却下)

法務速報155号25番で紹介済

最一決平成25年11月21日 判例時報2218号31頁

平成24年(許)第43号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/758/083758_hanrei.pdf

法務速報152号14番で紹介済

最一決平成25年11月21日 判例タイムズ1400号110頁

平成24年(許)第43号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131125154624.pdf>

法務速報152号14番で紹介済

最二判平成26年1月24日 判例時報2220号126頁

平成24年(受)第1475号 残業代等請求控訴事件(上告棄却)

法務速報154号21番で紹介済

最二判平成26年1月24日 判例タイムズ1400号101頁

平成24年(受)第1475号 残業代等請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140124142902.pdf>

法務速報154号21番で紹介済

2. 平成26年(2014年)7月16日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 186 21

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

・・・平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策等を定めた法律。

・衆法 186 23

アレルギー疾患対策基本法

・・・アレルギー疾患対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の基本事項等を定めた法律。

・衆法 186 24

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律

・・・医療機器の研究開発及び普及に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本事項等を定めた法律。

・衆法 186 25

過労死等防止対策推進法

・・・過労死等に関し、基本理念、国の責務、過労死等防止啓発月間、政府による年次報告、国による過労死等の調査研究、情報収集等を定めた法律。

・衆法 186 26

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

・・・宅地建物取引業の業務において、宅地建物取引主任者を宅地建物取引士という名称に変更し、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務等を定めた法律。

・衆法 186 27

国会法等の一部を改正する法律

・・・各議院に情報監視審査会を設置すること、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めた法律。

・衆法 186 28

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

・・・児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノをみだりに所持すること等の禁止、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等の処罰等を定めた法律。

・衆法 186 29

養豚農業振興法

・・・農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定、飼料自給率の向上等をはかるための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進等を定めた法律。

・衆法 186 30

花きの振興に関する法律

・・・花き産業及び花きの文化の振興についての農林水産大臣による基本方針の策定、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進等を定めた法律。

・衆法 186 31

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

・・・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進についての基本方針の策定、地域計画の作

成,地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を定めた法律。

・衆法 186 33

学校図書館法の一部を改正する法律

・・・学校図書館に学校司書を置くよう努めるとともに,国及び地方公共団体による学校司書の資質の向上を図るための研修の実施等を定めた法律。

・衆法 186 36

建築士法の一部を改正する法律

・・・建築物の設計受託契約等の原則,延べ面積300㎡を超える建築物の設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務,延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理についての一括再委託の禁止等を定めた法律。

・衆法 186 37

内水面漁業の振興に関する法律

・・・内水面漁業の振興に関する基本理念,国及び地方公共団体の責務,内水面漁業の振興に関する施策の基本事項等を定めた法律。

・衆法 186 39

行政書士法の一部を改正する法律

・・・所定の研修の課程を修了した特定行政書士は,行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求,異議申立て,再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続の代理等を業とすることができることを定めた法律。

・閣法 185 22

会社法の一部を改正する法律

・・・監査等委員会設置会社制度の創設,社外取締役等の要件等の改訂,株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設,株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等を定めた法律。

・閣法 185 23

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・会社法の一部を改正する法律の施行に伴い,商法その他の関係法律の規定の整備等を定めた法律。

・閣法 186 23

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

・・・地域における効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ,必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため,医療法,介護保険法等の関係法律の所要の整備等となる事項を定めた法律。

・閣法 186 45

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

・・・地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため,マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設等を定めた法律。

・閣法 186 51

小規模企業振興基本法

・・・小規模企業の振興についての基本原則,基本方針,国等の責務等を定めた法律。

・閣法 186 52

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律

・・・商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業の認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を定めた法律。

・閣法 186 64

労働安全衛生法の一部を改正する法律

・・・化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置の強化,労働者の精神的健康の保持増進のための措置等を定めた法律。

・閣法 186 69

放送法及び電波法の一部を改正する法律

・・・日本放送協会による電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務の対象の拡大,国内基幹放送を行う基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設,認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等を定めた法律。

・閣法 186 79

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

・・・原子力委員会の所掌事務の見直し,原子力委員会の委員の定数の削減等の措置等を定めた法律

・閣法 186 80

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

・・・大学の副学長の職務内容の改訂,教授会の役割の明確化,国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備等を定めた法律

・閣法 186 81

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

・・・特定農林水産物等の名称の保護に関し,特定農林水産物等の農林水産大臣の登録,公示の方法等を定めた法律。

3.7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

斎藤博明/斎藤明仁 共著 保険毎日新聞社 282頁 4,860円
2014年版 損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き

東京司法書士協同組合 編/金子登志雄 著 中央経済社 268頁 3,456円
事例で学ぶ会社法実務 会社の計算編

岡山忠広 編著 商事法務 397頁 5,400円
一問一答シリーズ 被災借地借家法・改正被災マンション法

加藤真朗/末永雄一郎 編 中央経済社 294頁 3,024円
相続の法律・税金と事業承継 争族が心配な経営者・資産家のための基礎知識

消費者庁消費者制度課 編 商事法務 290頁 3,240円
一問一答シリーズ 一問一答 消費者裁判手続特例法

TMI総合法律事務所 編/高山崇彦 編著 きんざい 297頁 3,024円
Q&A消費者裁判手続特例法・消費者契約法

4.7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

旬報法律事務所 編 学陽書房 190頁 3,024円

未払い残業代請求 法律実務マニュアル

全国社会保険労務士会連合会 編 中央経済社 412頁 2,592円

労働基準法の実務相談 平成26年度(平成26年4月1日現在)

伊東健次 著 ぎょうせい 304頁 3,240円

ケーススタディ 行政訴訟の実務

高中正彦/市川 充/川畑大輔/岸本史子/的場美友紀/菅沼篤志/奥山隆之 著 ぎょうせい 243頁 3,240円

東弁協叢書 弁護士の失敗学冷や汗が成功への鍵

渋谷陽一郎 著 民事法研究会 419頁 4,320円

信託目録の理論と実務 作成基準と受益者変更登記の要点

5. 発刊書籍<解説>

「相続の法律・税金と技術承継 争族が心配な経営者・資産家のための基礎知識」

まず、相続問題への法的な対処法として、遺言や、贈与等について述べられており、次に相続税対策について具体的な方法が述べられている。

最後に事業承継について解説されている。

「東弁協叢書弁護士の失敗学冷や汗が成功への鍵」

ヒヤリハット事例や、依頼者とのトラブル、懲戒事例などの失敗例について述べられている。

事件処理の段階に応じて、具体的な事案に基づき解説されており、さらに防止策や対処法についても解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。